

中京大学体育研究所

## 2018年度 事業報告

### <共同研究>

2018年度は以下のテーマに従って共同研究を実施した。

(敬称略)

#### 脳とスポーツ

脳電気刺激法によるスポーツパフォーマンス向上可能性の検討

(荒牧勇・大家利之)

#### 体幹安定性

体幹安定性の評価指標の確立 ～慢性腰痛症との関連を踏まえて～

(渡邊丈眞・清水卓也・倉持梨恵子)

#### ジェンダーとスポーツ

ジェンダー視点による日本サーフィン史の再構成

(來田享子・和光理奈・水野英莉)

#### 高強度トレーニング

異なる負荷条件によるリバウンドジャンプの特性

(桜井伸二・田内健二・鈴木雄貴)

#### アスリートの感覚

各種アスリートの運動感覚へのアプローチ

(山田憲政・小山哲・草薙健太・竹内高行)

### <年報発行>

「体育研究所紀要」第33巻を2019年3月に発行

### <定例研究会>

第1回 演題：「大学連携 JICA ボランティア報告

ソフトボール部ボツワナ共和国派遣 柔道部アルゼンチン共和国派遣」

講師：二瓶雄樹 氏 (ソフトボール部部长・監督、中京大学スポーツ科学部講師)

三宅恵介 氏 (柔道部部长・監督、中京大学スポーツ科学部講師)

鬼塚瑠夏 氏 (ソフトボール部部員、中京大学スポーツ科学部3年)

中山侑紀 氏 (ソフトボール部部員、中京大学スポーツ科学部3年)

日程：2018年6月6日

## <学術講演会>

第53回 演題：「アスリートの知覚—運動スキル」

講師：工藤和俊 氏（東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 准教授）

日程：2018年12月13日

## <スポーツ教室>

### 【ノルディックウォーキング教室】

対象者：中京大学教職員・一般 成人男女

日程：2018年5月27日、11月17日

参加人数：実施2日間のべ17名

講師：小野澤広利 氏（JNFA 公認 アドバンスインストラクター）

### 【テニス教室】

対象者：一般 成人男女 小学生男女

日程：2018年6月9日、11月3日

参加人数：実施3日間のべ77名

講師：松岡大介 氏（中京大学硬式庭球部監督）

中京大学テニス部学生スタッフ

### 【走りかた教室】

対象者：地域の小学生男女

日程：2018年5月6日

参加人数：44名

講師：青戸慎司 氏（中京大学陸上競技部監督）

### 【スカッシュ教室】

対象者：中京大学教職員・一般 成人男女

日程：2018年4月30日、5月27日

参加人数：のべ30名

講師：吉永正章 氏（ASC レベル1ライセンス スカッシュコーチ）

### 【キッズダンス教室】

対象者：地域の小学生男女（低学年クラス、高学年クラス）

日程：2019年1月19日、26日、2月2日、9日

参加人数：のべ80名

講師：和光理奈 氏（中京大学ダンス部監督）

中京大学ダンス部学生スタッフ

### 【ジュニアスポーツスクール】

猛暑のため中止 ※共催先の豊田市役所スポーツ課の判断

### 【ジュニアスポーツスクール指導員のための研修会】

= 研修種目 =

- ① 2018年5月30日「全体ミーティング」 鈴木雄貴 助手
- ② 2018年6月26日「指導案作成指導」 鈴木雄貴 助手
- ③ 2018年7月11日「指導案作成指導」 鈴木雄貴 助手
- ④ 2018年7月18日「球技種目の指導」 鈴木雄貴 助手
- ⑤ 2018年7月20日「救急法の指導」 清水卓也 教授
- ⑥ 2018年7月25日「スクール運営の指導」 鈴木雄貴 助手

### <指導者派遣>

- ① 豊田市荒井町高齢者自主活動グループ講師  
日時：春学期第2第3水曜日 10:00 ~ 11:30  
秋学期第2第3木曜日 10:00 ~ 11:30  
講師：鈴木雄貴 助手
- ② 60歳からの体力増強教室  
日時：春学期毎週木曜日 10:00 ~ 11:30  
会場：中京大学陸上競技場、柔道場  
講師：勝亦紘一、青木鈞、小山哲央、加藤正雄

### <健康体力相談>

ホームページ、電話、FAX による問い合わせにより随時対応

### <研究資料の収集・整備>

生涯スポーツ関連の図書資料を購入

### <ホームページ更新>

研究所ホームページの更新作業を、随時進めている。

<http://www.chukyo-u.ac.jp/research/resphysc/>

### <その他の活動>

#### 【研究交流会】

- ① 第12回研究交流会  
日時：2018年9月18日（火）14:00  
場所：中京大学名古屋キャンパス センタービル9階第6会議室
- ② 第13回研究交流会  
日時：2019年1月25日（金）14:00  
場所：中京大学名古屋キャンパス センタービル9階第6会議室

<研究員総会>

- 第1回 2018年4月27日（金）
- 第2回 2018年10月5日（金） 稟議
- 第3回 2018年11月29日（木） 稟議
- 第4回 2019年2月7日（木） 稟議
- 第5回 2019年3月12日（火）

以上

## 2018年度 決算報告書

自 2018年4月1日  
至 2019年3月31日

項目名	予算額 (1)	決算額 (2)	差引額(1) - (2)
消 耗 品 費	4,606,075	1,836,339	2,769,736
通 信 運 搬 費	206,300	45,010	161,290
印 刷 製 本 費	824,400	776,436	47,964
旅 費 交 通 費	285,000	36,780	248,220
修 繕 費	200,000	0	200,000
支 払 報 酬 手 数 料	621,000	289,954	331,046
賃 借 料	57,452	9,452	48,000
会 費	100,000	38,460	61,540
会 議 費	67,500	12,571	54,929
雑 費	974,720	442,330	532,390
図 書 資 料 費	250,000	483,532	△233,532
教 育 用 機 器 備 品	2,267,000	3,878,652	△1,611,652
ソ フ ト 支 出	0	1,200,000	△1,200,000
合 計	10,459,447	9,049,516	1,409,931

2019年4月23日

この決算書は適正であることを認めます。

監査委員 堀 山 健 治

李 子 耕 一



## 2018年度 体育研究所研究員名簿

(所長)	桜井 伸二								
(名誉所員)	勝山 荒大草小崎曾瀧二三山和堀鈴	井亦本牧家蘿山濱我部瓶宅田光田木	仲紘高利健星哲克雄惠理義雄	二司勇之太哲耶也己樹介政奈也		木村 吉次			
(研究員)						梅川 熊今清田瀧長谷川明來伊	村端 谷有卓内川翫田東	義久 昭太郎 慎有 札也 健二志一宜子 佳那子	守能 信次
(助手)								種田 倉近鷺高辻松村渡塚	行秀 梨惠子 良勝 繁正 孝直 丈佑

(40名)

## 2018年度 体育研究所特任研究員名簿

伊藤 大幸	(中部大学現代教育学部講師)
稲葉 泰嗣	(中京大学非常勤講師)
岩佐 直樹	(朝日大学保健医療学部健康スポーツ科学科助教)
大勝 志津穂	(愛知東邦大学経営学部准教授)
岡内 優明	(大分大学工学部准教授)
尾関 一将	(大阪体育大学体育学部准教授)
黒田 美保	(名古屋学芸大学教授)
小久保 友貴	(愛知淑徳大学健康医療科学部講師)
佐分 慎弥	(中京大学非常勤講師)
塩見 哲大	(中京大学非常勤講師)
鈴木 健司	(中京大学非常勤講師)
高崎 恭輔	(東海学園大学スポーツ健康科学部講師)
高柳 伸哉	(愛知東邦大学人間健康学部助教)
武田 直之	(名古屋経営短期大学未来キャリア学科講師)
辻内 智樹	(中京大学非常勤講師)
豊嶋 陵司	(岐阜県スポーツ科学センター研究員)
内藤 法永	(中部大学非常勤講師)
浜田 恵寛	(名古屋学芸大学ヒューマンケア学部講師)
前田 寛	(大分大学工学部教授)
松岡 大介	(中京大学非常勤講師)
水野 英莉	(流通科学大学人間社会学部准教授)
吉田 勝光	(桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授)
竹内 高行	(中京大学非常勤講師)
鈴木 木雄貴	(中京大学体育研究所助手)

(24名)

## 中京大学体育研究所規程

1985年4月1日制定

〔注〕2005年4月から改正沿革を付記した。

改正 2005年4月1日 2014年4月1日  
2015年4月1日 2016年4月1日  
2018年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則第30条に掲げる体育研究所（以下「研究所」という。）について、その組織、運営等必要な事項を定めるものとする。

(所在地)

第2条 研究所は、中京大学（以下「本学」という。）豊田キャンパスに置く。

(目的)

第3条 研究所は、広く体育・スポーツに関する基礎的及び応用的研究を行い、もって体育・スポーツ科学の発展に寄与するとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 体育・スポーツに関する個別研究及び共同研究
- (2) 研究成果発表のための研究所報等の刊行
- (3) 研究叢（そう）書の刊行
- (4) 研究会及び講演会の開催
- (5) 研究資料の収集及び整備
- (6) 体育・スポーツに関する講習会、研修講座等の開催
- (7) 健康・体力相談及びスポーツ相談の開催
- (8) 地域社会への体育・スポーツ指導者の派遣
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 研究所の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 研究員
- (2) 特任研究員
- (3) 客員研究員

(研究員)

第6条 研究所に研究員を置く。

- 2 研究員は、本学専任教職員の申請に基づき、第11条第2号の研究員総会の審議を経て、学長が任命する。
- 3 研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事し、研究所の行う事業に参加しなければならない。
- 4 研究員は、研究所の施設及び資料を使用することができる。
- 5 研究員の任期は、4月1日から明明後年3月31日までの3年間とし、更新の手續による再任を妨げない。

- 6 前項の規定にかかわらず、この期間外に本条第2項を適用するときは、研究員総会の審議を経て、当該任期の残りの期間を任期として研究員になることを認めることができる。
- 7 本条第5項の規定にかかわらず、研究員総会が適当と認めるときは、研究員の任期を4月1日から翌年3月31日までの1年間とすることができる。
- 8 研究所の目的に著しく違反する行為又は研究所の社会的信用を失墜させる行為があるときは、学長は、研究員総会の審議を経て、研究員を解任することができる。
- 9 前各項に規定するもののほか、研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。

(特任研究員)

第7条 研究所の研究プロジェクトが行う研究活動に携わらせるため、研究所に特任研究員を置くことができる。

- 2 特任研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事し、研究所の行う事業に参加しなければならない。
- 3 特任研究員は、研究所の施設及び資料を使用することができる。
- 4 特任研究員は、第16条の研究系列長又は研究員の推薦書、研究業績等を記録した書類及び研究業績を示す必要資料に基づく第11条第3号の運営委員会の推薦により、研究員総会の審議を経て、学長が任命する。
- 5 特任研究員の任期は、4月1日から明明後年3月31日までの3年間とし、更新の手続による再任を妨げない。

- 6 前項の規定にかかわらず、この期間外に本条第4項を適用するときは、研究員総会の審議を経て、当該任期の残りの期間を任期として特任研究員になることを認めることができる。
- 7 前条第7項の規定は、特任研究員について準用する。任期の途中で研究事業の中止、大幅な変更、組織の改編等やむを得ない事情があるときは、学長は、研究員総会の審議を経て、特任研究員を解任することができる。

- 8 前各項に規定するもののほか、特任研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。

(客員研究員)

第8条 研究所に客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員は、研究所の行う事業に参加することができる。また、研究所の施設及び資料を使用することができる。
- 3 客員研究員は、本学又は研究所が招聘した研究者について、運営委員会の推薦により、研究員総会の審議を経て、学長が委嘱する。
- 4 客員研究員の委嘱期間は、任命の日から招聘期間の満了日までとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、客員研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。

(名誉所長・名誉研究員)

第9条 研究所は、所長又は研究員として研究所の発展に多大の寄与をなした者に対し、名誉所長又は名誉研究員の称号の授与を決定することができる。

- 2 前項の称号は、運営委員会の提案に基づいて研究員総会が決定し、学長が授与する。
- 3 第6条第3項の規定は、名誉所長及び名誉研究員について準用する。

(研究所の使用)

第10条 研究所の構成員以外の本学専任の教職員、大学院学生及び学部学生は、所長の許可を得て研究所の施設及び資料を使用することができる。

- 2 前項の規定は、本学の名誉教授、客員教授、客員研究員、特任助教、博士研究員、研究科研究員及び協力研究員について準用する。



(運営組織)

第11条 研究所に、その運営のため、次の各号に掲げる職及び運営組織を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 研究員総会
- (3) 運営委員会
- (4) 事務局

(所長)

第12条 所長は、研究所を代表し、所務を統轄する。

- 2 所長は、本学の教授である研究員から研究員総会が選出し、学長が任命する。
- 3 所長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の途中で研究員の地位を失ったときは、その職を失う。また、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(研究員総会)

第13条 研究員総会は、研究所の組織及び運営に関する重要事項並びに研究所の事業を推進するために必要な事項を審議する。

- 2 研究員総会は、すべての研究員をもって構成される。
- 3 研究員総会は、所長によって招集し、議長は、所長が当たる。
- 4 研究員総会は、研究員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長が決する。
- 5 研究員の3分の1以上の請求があった場合、所長は、臨時に研究員総会を開かなければならない。

(運営委員会)

第14条 研究所の運営に資するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる運営委員をもって構成する。
  - (1) 所長
  - (2) 各研究プロジェクト長
  - (3) 編集委員長
- 3 運営委員長は、運営委員の互選により選出し、任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第15条 事務局は、研究所の庶務・会計・出版・資料収集・整備・研究員の研究活動の補助のほか、研究所の事業の遂行に必要な業務を行う。

(研究プロジェクトと研究系列)

第16条 研究プロジェクトは、先進的又は試行的な研究課題に基づいて、期限を定めて行う共同研究の推進及び事業の遂行を行う。

- 2 研究プロジェクトは、運営委員会の提案に基づく研究員総会の承認により、3年以内の期間を定めて設置する。
- 3 研究プロジェクトは、本学専任の教職員である研究員3人以上を含む研究員、特任研究員及び客員研究員で構成する。
- 4 研究系列は、研究の分野に応じて設け、各研究プロジェクトはいずれかの研究系列に属するものとする。
- 5 研究系列長は、研究系列の研究プロジェクトに属する研究員の互選により選出し、所長が任命する。
- 6 研究系列長は、所属する系列の研究プロジェクトを統括する。

7 研究プロジェクトが第3項に規定する要件を満たさなくなったとき、活動を休止したとき、及び所定の設置期間が満了したときは、運営委員会は、研究員総会に研究プロジェクトの廃止又は研究課題の変更を提案しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、研究プロジェクトおよび研究系列に関することは、別に定める。  
(会計年度)

第17条 研究所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第18条 研究所の経費は、本学の経常費及び外部からの寄附金・助成金並びにその他の収入をもって充てる。

(予算)

第19条 所長は、本学予算編成時に研究所の次年度の事業の計画及び収支の予算案を作成し、研究員総会及び先端共同研究機構運営委員会を経て、学長に提出しなければならない。

(決算)

第20条 所長は、4月末日までに前年度の事業の報告書及び収支の決算書を作成し、研究員総会及び先端共同研究機構運営委員会の審議を経て、学長に提出しなければならない。

(監査)

第21条 研究所の会計に係る監査は、研究員総会が選出した監査委員が行う。

2 監査委員は、研究所構成員以外の本学の専任教職員とする。

(議事録の取扱い)

第22条 研究員総会の議事録は、研究員総会の承認を得なければならない。

2 議事録には、研究員総会の日時、場所、出席者、議事進行等の過程、審議内容及び決定事項を記録するものとし、所長及び書記双方の押印がなければならない。

3 議事録管理責任者1人を選任し、議事録及びその資料(配付、回覧、回収資料等)の管理を行う。

4 議事録及びその資料の原本は、紙媒体とし、必要に応じて、取扱注意、部外秘又は秘を明示して、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従って管理を行う。

5 議事録の原本を作成したときは、その謄本又は抄本を、学長へ直ちに送付しなければならない。

6 議事録及びその資料の原本の保存場所は研究所とし、保存期間は中京大学文書管理規程に定めるとおりとする。

7 保存期間を経過した資料は、廃棄するものとする。

8 原本、謄本又は抄本を問わず、議事録及びその資料の閲覧、複写、開示等の際は、所長又は権限を委譲された者の許可を得るものとする。

9 管理部署名称変更、統廃合等で議事録管理責任者が変更となる場合は、速やかに移管を行う。

10 その他議事録及びその資料に関する取扱いは、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従うものとする。

(細則への委任)

第23条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に細則をもって定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は研究員総会の発議により、先端共同研究機構運営委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、1985年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1991年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

## 中京大学体育研究所規程施行細則

1985年4月1日制定

〔注〕2005年4月から改正沿革を付記した。

改正 2005年4月1日 2016年4月1日  
2018年4月27日 2019年5月24日

(趣旨)

第1条 この細則は、中京大学体育研究所規程（以下「規程」という。）第23条に基づき、研究所が行う事業の詳細について定めるものとする。

(個別研究及び共同研究)

第2条 各研究員及び特任研究員は、個別研究又は共同研究のテーマを設定するものとする。

- 2 前項のテーマを設定した者は、研究計画書を作成し、研究員総会の承認を得るものとする。
- 3 計画書の様式は、別に定める。

(研究所報)

第3条 研究所報は「中京大学体育研究所紀要」とし、年1回発行する。

- 2 研究所報の編集には、研究員総会から選出された若干名の編集委員が当たる。
- 3 研究所報の配布先は、次の各号に定めるとおりとし、その部数は各1部とする。
  - (1) 研究所の構成員
  - (2) 中京大学の専任教職員で配布を希望する者
  - (3) その他所員会議が適当と認めた個人又は機関
- 4 抜刷は50部まで無料とし、これを超えるものについては実費を支払うものとする。

(研究叢書)

第4条 研究叢書は、共同研究の成果として、研究上高度の必要性がある場合に刊行する。

- 2 研究叢書の刊行は、研究員総会の承認を経て行うものとする。

(研究資料)

第5条 研究資料の収集に要する費用は、予算化する。

- 2 研究資料の貸出しについては、中京大学図書館規程に準ずる。

(講習会・研修会等)

第6条 講習会・研修会等は、必要に応じて開催する。

(健康・体力相談及びスポーツ相談)

第7条 健康・体力相談及びスポーツ相談は、必要に応じて開催する。

(体育・スポーツ指導者の派遣)

第8条 地域社会の要請に応じて、体育・スポーツの指導者を派遣することができる。

第9条 研究系列は、当面の間、中京大学大学院体育学研究科におけるスポーツ文化・社会科学系、スポーツ認知・行動科学系、スポーツ生理学系、スポーツ健康科学系、応用スポーツ科学系の5系に対応するものとする。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、運営委員会の審議を経て、研究員総会が行う。

附 則

この施行細則は、1985年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、1991年7月11日から施行する。

附 則

この施行細則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2004年4月12日から施行する。

附 則

この施行細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2018年4月27日から施行する。

附 則

この施行細則は、2019年5月24日から施行する。

## 中京大学体育研究所紀要投稿規程

### (投稿資格)

1. 本誌への投稿は、原則として「中京大学体育研究所構成員」とする。但し運営委員会が認めた場合には、その限りではない。

### (原稿の種類)

1. 原稿の種類は「総説」、「原著論文」、「実践研究」、「研究報告」、「研究資料」、「活動報告」とする。

### (投稿に関する技術要領)

1. 原稿はワードプロセッサで作成するものとし A4判横書き、原則として全角40字×25行（1,000字）の設定とする。
2. 引用文献は原則として本文の最後の一括し、雑誌の場合は、著者、題目、雑誌名、巻号、ページ、発表年次という順に、単行本の場合は、著者、書名、ページ、発行所、発行年次という順に記載する。
3. 和文原著論文には、英文の題目、著者名（共著者を含む）および400語以内の英文抄録とその和文対訳を添える。英文原著論文には、和文の題目、著者名（共著者を含む）および800字以内の和文抄録とその英文対訳を添える。
4. 図表には通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表の挿入箇所は、本文原稿に赤字などで指示する。
5. 原稿は、電子メール添付、もしくは記録メディア（CD-R、USB メモリなど）に保存し提出すること。合わせて、本文・図・表を紙媒体でも提出すること。
6. 体育研究所共同研究費によって行われた研究はその旨を明記すること。

